

ADRの現場から

⑩

話し合いでトラブルを解決

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことであるだろう。今回は、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となった「太陽光発電メンテナンス技士」とトラブルとの関わりについて、（一社）太陽光発電安全保安協会の室田正博代表理事から解説してもらおう。



室田正博代表理事

09年から住宅用で始まった売電制度は、その後12年から非住宅用太陽光発電システムも対象になった影響により、導入数が飛躍的な伸びを見せました。その契約数は09年から14年の5年間でおよそ3倍まで膨れ上がり、その後も普及は進んでいます。なお、経済産業省の発表によりますと17年3月時点で327・4万

件の太陽光発電システムが導入されていることが分かります。もちろん、太陽光発電が普及すればするほどトラブルも発生してきます。

一例を挙げればオーナーと太陽光発電事業者のトラブルとしては「設置工事引き渡しの時にきちんと機器の検査をしておらず、想定している発電量がない」ということがあり、オーナーと近隣住民とのトラブルでいえば「パネル洗浄の際の騒音や敷地内にまく除草剤が近隣にも影響を及ぼしてしまつた」などがあります。

私たち「太陽光発電メンテナンス技士」は、メンテナ

太陽光発電メンテナンス技士

ス業務の際に機器不良を発見したり、トラブルの際に調査を依頼されるという形でトラブルに関わってきました。発覚する原因は先にもありました「事業者による機器の検査不足」ですが、私たちは調査結果をオーナーに第三者として報告するという役割を務めてきました。

今後、私たちが関わる太陽光発電に関するトラブルは確実に増えてくることでしょう。なぜならば、部品や機器類の経年劣化が設置後10年前後をめぐりに増えてくると予想されるとともに、太陽光発電のメンテナンスを義務化した「改正FIT法」が17年4月1日に施行されたからです。ここで実施されるメンテナンスの際に「実は設置当初より機器の不具合があった」ということが露頭すると考えられるのです。そしてそれに伴い、太陽光発電メンテナンス技士の役割は一層大きくなっていくと思います。

この度ADR調停人の基礎資格となったことで、一定の条件をクリアして調停人の資格を持った太陽光発電メンテ

メンテナンスであれば、トラブルの原因を突き止め、第三者として両当事者に説明、続いて話し合いによる解決までもその業務として携わることができるようになったからです。太陽光発電事業者としても、自社でトラブルを抱えることは大変な労力が必要になるでしょう。私たちは、トラブルの当事者となったオーナーとともに、事業者の役にも立てればと考えています。今後より必要になってくる太陽光発電システムのメンテナンスですが、機器だけでなく、「トラブルの有無のメンテナンス」やその解決にも一層力を注いでいきます。

●法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲裁機構 電話03(3524)8013

●「太陽光発電メンテナンス技士」資格実施団体 一般社団法人太陽光発電安全保安協会 電話03(6661)0704

改正FIT法で増えるトラブル